**平成２４年（フ）第２６号**
和歌山県田辺市上屋敷１丁目11番17号
破産者　植野　正代
1　決定年月日　平成24年11月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所田辺支部

**平成２３年（フ）第１３号**
長崎県南松浦郡新上五島町三日ノ浦郷イ―46、住民票上の住所長崎県南松浦郡新上五島町三日ノ浦郷１番地518、開始決定時の住民票上の住所長崎県南松浦郡新上五島町青方郷923番地
破産者　広瀬海運こと　名切　　俊
1　決定年月日　平成24年11月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所五島支部

**平成２４年（フ）第４５号**
茨城県日立市鹿島町２丁目１番10号
破産者　市毛　　浩
1　決定年月日　平成24年11月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所日立支部

**平成２４年（フ）第４６号**
東京都東村山市秋津町２丁目12―５、開始決定時及び住民票上の住所茨城県日立市鹿島町２丁目１番10号
破産者　市毛八千代
1　決定年月日　平成24年11月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所日立支部

**平成２４年（フ）第５３号**
茨城県北茨城市磯原町磯原３丁目６番地
破産者　佐竹ユリ子
1　決定年月日　平成24年11月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所日立支部

**平成２４年（フ）第４５４号**
東京都練馬区西大泉２丁目19番28号
破産者　中川　裕樹
1　決定年月日　平成24年11月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２４年（フ）第５９７号**
さいたま市南区内谷５丁目９番20号　Ⅲ―103、旧住所さいたま市桜区大字上大久保814番地13
破産者　阪上　裕也
1　決定年月日　平成24年11月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２４年（フ）第１０００号**
さいたま市岩槻区南平野２丁目８番地１
ガーランド清賀103号
破産者　嵯峨山幸久
1　決定年月日　平成24年11月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２４年（フ）第１３８号**
長野市大字栗田579番地１
破産者　竹村　　将
1　決定年月日　平成24年11月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

**平成２４年（フ）第１６４号**
長野県大町市平8057番地７
破産者　降旗　哲郎
1　決定年月日　平成24年11月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

**平成２４年（フ）第１７０号**
長野県松本市寿台８丁目５番12号
破産者　巣山　嘉彦
1　決定年月日　平成24年11月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

**平成２３年（フ）第８３４７号**
大阪府吹田市五月が丘南28番７号
破産者　森木　秀人
1　決定年月日　平成24年11月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２３年（フ）第８３４８号**
大阪府吹田市五月が丘南28番７号
破産者　森木美穂子
1　決定年月日　平成24年11月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２４年（フ）第２７９０号**
大阪府東大阪市若江南町３丁目８番19号、開始決定時の住所大阪府東大阪市若江東町２丁目７番２―304号
破産者　松岡　聖子
1　決定年月日　平成24年11月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２４年（フ）第４１３５号**
大阪府箕面市稲２丁目７番29号
破産者　テノンこと　野々垣健二
1　決定年月日　平成24年11月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２４年（フ）第４７４号**
大阪府河内長野市上田町30番地の２―1311号、開始決定時の住所大阪府河内長野市本町29番29号
破産者　千福　忠幸
1　決定年月日　平成24年11月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２４年（フ）第４７５号**
大阪府河内長野市上田町30番地の２―1311号、開始決定時の住所大阪府河内長野市本町29番29号
破産者　千福　瑛子
1　決定年月日　平成24年11月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２４年（フ）第６９号**
北海道伊達市南稀府町76番地７
破産者　数又　照子
1　決定年月日　平成24年11月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所室蘭支部破産係